

平成27年知立市議会 9月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成27年9月17日(木) 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

水野 浩	田中 健	池田 滋彦	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	堀木田純一	財 務 課 長	松永 直久
総 務 部 長	岩瀬 博史	総 務 課 長	水谷 弘喜
税 務 課 長	濱田 悟	危 機 管 理 局 長	高木 勝
安 心 安 全 課 長	伊藤 博生	会 計 管 理 者	稲垣 利之
監 査 委 員 事 務 局 長	平野 康夫	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	教 育 庶 務 課 長	池田 立志
学 校 教 育 課 長	橋本 博司	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好	議 事 係	野々山英里

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第43号	知立市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第44号	知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
議案第45号	知立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	〃
議案第46号	知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	〃
議案第51号	知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃
陳情第9号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書	採 択
陳情第11号	国民の声に耳を傾けた安全保障関連法(案)の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書	不 採 択
陳情第13号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書	採 択
陳情第14号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第15号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃

陳情第16号 安保関連法案の廃案を求める意見書に関する陳情書

不採扱

開会 午前9時59分

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は11件、すなわち議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第51号、陳情第9号、陳情第11号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第16号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第11号、陳情第16号の2件につきましては、趣旨説明の希望があります。まずこの委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の審査が終了した後に行いますので御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは陳情第11号の提出者、坂田成夫さん、説明席にお座りください。

それでは坂田さん、陳情第11号の趣旨説明をお願いいたします。

○坂田成夫氏

おはようございます。

きょうは、こうして趣旨説明をさせていただく機会をいただきましてありがとうございます。

私は、安城学園高校の校長をしていまして、今14年目です。碧海5市のまちづくりにかかわっていまして、安城まちづくり審議会の今、副議長をやっておるんですが、今回の安保法制に関する法案が国会に出されたときからやや心配をしていて、状況を見てみると、もう少しきちんと慎重審議を

したほうが良いという思いがあったので、安城まちづくり市民会議の有志で相談して、6月の市議会で意見書が出ている碧南市を除いて、碧海の残りの4市と、それから愛知県議会について同様のものを提出させていただきました。

趣旨の思いは一つで、とにかく国民の意見をよく聞いて、そして慎重に慎重に審議してほしい、もうそれだけです。

この安保法制の問題については、最初からいろんな人が危惧していて、本当にいいのかと、今国会だけで通すつもりなのかと、いや、そんなことはない、政治家の人は慎重にやってくれるだろうと、そういう思いが交錯していました。世論調査の結果を見ても、最初からとにかくこれに対しては慎重にやってほしい、そして本当にこんなのはいいの、憲法違反として指摘されているんじゃないのと、そういう疑義がなされる中でのずっと審議でした。

つい3日前にNHKの世論調査でも出ましたけれども、NHKの世論調査でも、今国会で通したほうが良いというのは19%しかいませんでした。もう次の国会に回したほうが良いと、今国会を通さないほうが良いというのが45%、明らかに国民の声を反映した結果です。

私の周りでも、地域でも、私の保護者でも、生徒と話すこともあるんですけども、理解していない人がいっぱいいます。反対している人もたくさんいます。理解すれば理解するほど、慎重審議のほうが良いという意見が私の周りでは強くなっています。多分、今の国民世論はそうだろうというふうに思います。

今、私が見ている、国民の声を聞こうとしないのではないかと、本当にこんなのでいいのと、国会議員の人にそう思います。国会議員は、常に国民の声を聞く、そういうことを前提として全権委任したわけです。国会議員が常に国民の声を聞きながら謙虚に政治をしていく、それが国会議員の役割で前提です。国民の声を聞くために開かれた公聴会で、開いたその夜に特別委員会では採決しようと、それでは公聴会に呼ばれた人が、何のため

に呼ばれたのかわからないです。本当に、僕、ばかにしているなどと思います。そんなもの、国民に見せたらあかんと思います。憲法審査会で招いた憲法学者がどんなことを言おうと、それは、僕は憲法学者を招いたら謙虚にいくのが当たり前です。しかし、それに対してあの人たちは安全保障については素人だと、招いた人に失礼だというふうに思います。

最近、本当に国会を見ていても、見苦しいというふうに思います。このすばらしい日本を勝手に壊している、それは絶対に許せないと、国会議員の人にそんなことを付託したことは一度も私たちはありません。国の方向を決めるべき重要な保安審議です。しかも、憲法違反と指摘されている法案、それを提案しているわけですから、丁寧に審議するのは当たり前で、国民にわかってもらうように努力するのは当たり前です。もしも丁寧に説明しても説明してもだめだったら、それはもう継続審議または廃案、出し直すのがいい。ほかに方法がないと思うんです。私たちは、授業でそうやって教えています。国民の理解が進んでいない法案であれば、徹底して国民に説明していただく、そういうことをやってほしいと強く願っています。国民の声を聞こうとしない政治の進め方はやっぱりいけません。そして、みんなを悲しませます。そして、みんなに迷惑をかけます。

私たち大人は、日々授業をしているわけです。やってはいけないこと、やらなければいけないこと、未来をどうつくっていくのか、そして、そのために今どう生きるか、それを子供たちに教えるのは私たち大人の責任です。今の国会の行動を見ると、とてもまともな授業をやっていると思えません。いい授業をやってほしい。この安保法制論議は、本当に子供にとってはいい授業ですよ。丁寧に丁寧にやれば、本当に国民が日本を誇りに思いますよ。なぜこんな乱暴なことをやるのか。もっと丁寧に議論して、未来にかかわることですよ。子供たちがやっぱり、ああ、大人はいいな、すてきなプレゼントをしてくれたなというような国会論議をすべきだと思います。よい授業、よい

判断を、そしてよい審議を国会にはしてほしいと思います。

知立の市議会に出したのは、やっぱり市議会の役割として、国会がもし乱暴なことをしたら、地方議会がチェックするという役割で意見書というのを持っているんです。出した時点において、その心配がありましたので、出させていただきました。きのう、おとといの情勢を見ていると、本当に乱暴だなどと思います。

重ね重ね、こうして本当に意見を表明させていただくという機会を与えていただいた知立市議会、そして知立の役所の方にお礼を言います。思いは、間違いなくみんな一緒だと思いますので、ぜひ丁寧な丁寧な議論をする国会を願って、もし意見書が出せるような機会がありましたら、ぜひ出してほしいと思います。

以上です。

○田中委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問がありましたら、発言をお願いします。

○佐藤委員

思いのこもった陳情だったなというふうに受けとめました。

それで、坂田さんは、教育者として子供たちの育成に励んでこられたということでありますけれども、今度の法案、行方はともかくとして、国民の声を聞いてほしいと、このことが何より大切なんだという思いで陳述をされたなというふうに思います。

それで、この法案が、行方はともかくとして、子供たちのこれからの未来に与える影響というのは大変大きいものがあるというふうに私は思いますけれども、その点でどんな御所見をお持ちか、それだけお願いします。

○坂田成夫氏

私は、この法案がもし通ったとしても、子供たちにとっては、これからきちんとした授業はやっていけると思います。ただし、大人は毎日一人一人が授業をやっているという意識で、いわゆるい

ろんな仕事をやってほしいということを申し上げたわけです。私たちは、国会でもしこれが通ったとしても、これで終わりということではありませんので、これから始めていきますので、若い世代とともに一緒にやっていけると思っていますので、希望を失ってはいません。しかし、こういうみっともないことはやってほしくないという陳述です。よろしくをお願いします。

○田中委員長

ほかに質問はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

これで陳情第11号の趣旨説明を終わります。

坂田さん、傍聴席にお戻りください。

それでは、戦争法案許さない知立実行委員会より提出されました陳情第16号の提出者、大野克良さん、説明席にお戻りください。

それでは、大野さん、陳情第16号の趣旨説明をお願いします。

○大野克良氏

安全保障関連法案の廃案を求める意見書に関する陳情趣旨を述べさせていただきます。

安倍内閣は、これまでの憲法解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のための武力を行使するものです。憲法9条2項では、明確に国の交戦権を認めておらず、憲法違反となります。

戦後70年、アメリカに対して先制攻撃をした国があったでしょうか。ベトナム戦争では、アメリカ艦船にベトナム軍から砲撃があったとして戦争を始めましたが、後に、自作自演であったとアメリカ自身が認めています。イラク戦争では、イラクが大量破壊兵器を持っているという口実で、アメリカの先制攻撃が始まりました。イラク全土を制圧したものの、大量破壊兵器は見つかりませんでした。これも、ガセネタをイラクの攻撃の絶好のチャンスとして戦争をしかけたものでした。しかも、これだけでは終わりません。イラク国内はそのため内戦状態となってしまう、ISISとい

うテロ集団まで、結果としてアメリカが作成してしまいました。唯一アメリカが先制攻撃された国があります。それは日本です。真珠湾攻撃をして、アメリカとの戦争が始まりました。

このことからわかるように、集団的自衛権は国民を守るためではなく、アメリカがしかける戦争に日本が参加するようになることです。国民の80%が今国会での成立に反対しており、国民の合意がないまま強行することは許せません。

安倍首相は、ホルムズ海峡の機雷除去を存立危機事態の事例としています。石油が途絶え、ガスマとまってしまうと、厳寒の時期には凍死者も出ると。イランでは、石油は重要な輸出商品ですので、イラン自身がそれをやると困ります。先日、主要6カ国と核開発問題でイランは合意しました。機雷封鎖する前提は非現実的となっています。安倍首相自身も、今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生を想定しているものではないと述べ、総会の必要性をみずから否定しています。

次に、尖閣列島や南シナ海の資源を確保する必要があると言っております。実は、日本政府も公式には中国を脅威とみなしていません。岸田外相は、我が国は中国を脅威とみなしていない、日中両国が戦略的互惠関係に基づいて、安定的な友好関係を発展させるのは大変重要だと言っております。

日本の企業が中国に4万社以上進出し、輸出と輸入の合計では年間30兆円と、日本の最大の貿易国となっています。中国と日本、中国と東南アジア諸国との間には、領土問題や軍事力強化などの緊張や紛争があります。これを戦争にしてよいはずがありません。戦争法案と言われるような軍事的手段で対応すれば、軍事対軍事のエスカレーションになります。これが戦争につながる最も危険な道です。重要なのは、緊張を緩和し、信頼を構築する外交努力であると思います。さきのアジア太平洋戦争では、中国・アジアで2,000万人、日本では310万人ものかけがえのない命が犠牲となりました。この知立でも、368人が犠牲となっています。

日本国憲法は、過去の悲惨な侵略戦争と軍国主義の政治を反省し、平和と民主を願う私たちは、憲法9条を破壊し、議会制民主主義をないがしろにするような法案には強い危惧を抱きます。安倍首相自身も、残念ながら、国民の理解は進んでいないとおっしゃっています。

知立市議会におかれましても、自分の子供や孫が海外に戦争に出かけて、相手の国民を殺し、殺されるような場面を想像していただきたい。相手の国民にも、かけがえのない家族がいます。陳述書の署名322筆は、たった6日間で集めたものです。知立市民も、再び戦争に巻き込まれるおそれがあるこの法案を望んではないと思います。おのおの議員の皆様のご意思表示をそれぞれされ、真剣に検討いただいた上、政府に対して、安全保障関連法案の廃案を求める意見書の提出を強く求めます。

○田中委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問がありましたら、発言をお願いします。

○風間委員

ありがとうございました、趣旨説明。

それで、ちょっと本題の趣旨とは外れますが、意見書案のほうの関連の中のちょっと文言に関して再確認、また、私自身まだまだ、非常に今、きょういよいよ大詰めを迎えております国政の状況の中の安保関連法案、この難しい内容の中で、2点、ちょっと基本的な思いを確認させていただければと思うんですが、まず3段目ですね、「日本を海外で戦争する国にしようとするもの」と、ここですね。私は、戦争に巻き込まれてしまう懸念があるから、非常に今心配のうねりが出ていると、ここ最近の状況をそういうふうに乗っているんですが、ここでこのような形で強い語句にしているという点。それから、もう1点が、下段から8行目ぐらいですね、「誰の子供も殺させないを合い言葉に」と、ここなんです。これはどこを指しているかという点ですね。自衛隊なのか、将来の徴兵制を視野に、職業選択の自由を狭めて、憲法

規定にあります、そして18条の強制に屈することはないとか、13条の幸福追求権ですか、こういうもののしぼり解釈まで変更して、その後に突入する、そこまでを心配してこういう表記をされているのか、やはりその辺をちょっと意見開陳で教えていただければというふうに思います。

○大野克良氏

戦争する国というのは、日本は憲法9条がありまして、国の交戦権は認めないというふうになっております。それで、集団的自衛権というのは、国会でも議論されましたように、日本が攻撃されなくても、日本の友好国、実際はアメリカなどですが、アメリカが攻撃されたときに、日本がアメリカが攻撃された相手国を攻撃するというのは、かえって日本が戦争に巻き込まれる道だと思います。

日本はこの70年間、そういう軍事ではなしに、民事で活躍することがいっぱいありまして、現にアフリカにしる、アフガニスタンにしる、NGOの方も含めてやってきまして、それが大変信頼されています。それを、そういうアメリカと一緒に戦争になるようなことがあっては、かえって世界の信頼から失われるということを私は強く訴えたいと思います。

それから、子供が殺し殺されるというのに関してなんですが、私は、イラクとかイランの子供たちは、もう平和な時代を知らないんですよ。そういう中で、多分イランやイラクの子供たちは、そういう砲撃に当たらない社会というのが唯一のささやかな願いだと思うんです。日本の国内でも、そういう戦争をする前に、中にはそういう失業しちゃって、食べるものに困って餓死する人が中にはあります。子供たちも、日本の貧困ラインというのが16%というと、6人に1人が日本の子供たちが貧困ライン以下にいます。そういうところにこそ政治の目を注いでいただきたいというふうに私は強く思っております。

○田中委員長

ほかに質問はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質問なしと認めます。これで陳情第16号の趣旨説明を終わります。

大野さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託されました案件を議題としていきます。

議案第43号 知立市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号について、挙手により採決します。

議案第43号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって議案第43号 知立市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号 知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

まず今回、この条例改正が提案されておりますけれども、この条例改正の背景について御説明をお願いします。

○総務課長

今回、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが制定をされました。このことに伴いまして、個人番号は個人情報に該当することになります。したがって、条例の規定が適用するために、この条例の改正をいたしたものでございます。

内容の改正点につきましては、地方公共団体に対し、番号利用法の規定の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適切な取り扱いの確保、開示、訂正、利用の停止等の実施のために必要な措置を講ずることを実施しております。

以上です。

○佐藤委員

従来も、個人情報の保護条例がありました。そして今回、個人番号制度という形で、この条例の中にうたい込まれると。この条例が成立をして、ネットワークシステムを介しての情報のやりとりが行われるということであります。

それで、この個人情報は、行政内部において行政手続上のさまざまな情報を取り扱うということに関して、個人情報がむやみやたらに使われないという利用目的以外の使用はだめだよというこの範囲の中において適用されるというふうに思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○総務課長

佐藤委員おっしゃるとおりでございます。これまでの個人情報よりも、さらに厳格に利用が許容される例外事由を限定しておるものでございます。

○佐藤委員

それで、この附則に、この前の本会議質疑でもありましたけれども、附則では、この条例は平成27年10月5日から施行すると。ただし、次の各号に規定する当該各号に定める日から施行するというので、今回の条例改正案は、1条関係、それか

ら2条関係、3条関係というふうに規定をされておるわけですが、なぜこのように施行期日がそれぞれ違うのか、この辺はどうでしょうか。

○総務課長

今回、おっしゃいますとおり、3条に分けて改正をさせていただいております。

その理由につきましては、まず本来の目的であります特定個人情報に係る部分、ここにつきましては、番号利用法附則第1条の施行期日に合わせて、予定されております平成27年10月5日に向けて施行をするものでございます。

内容としましては、市民に対して個人番号の通知カードの交付が始まる、すなわち市が特定個人情報を保有し始めることとなる日というふうにとらえております。

続きまして、第3条の規定により番号利用法において情報提供ネットワークに関する規定、情報提供等記録に関する規定が施行される部分につきましては、平成29年1月の予定とされておりますことから、そういった規定に施行日を設定させていただいております。

最後に、今回、条例改正を実施するに当たりまして、内容を再度精査いたしました結果、規定の整理が必要だという部分が多少ありましたものですから、ここは交付の日から施行するものとして、条例改正を提案させていただいております。

以上です。

○佐藤委員

それで、そのような規定ということで、従来にも増して厳格な条例規定だというふうに言われるわけですが、どこが厳格な条例規定になるのか。国民一人一人が付番を付与されて、それが生涯、この付番がついて回るわけですね。そうした関係のところから、そうした個人情報が漏れない、また間違った適用がされない、そのことは至上命題というふうに思いますけれども、どこが厳格な規定になったのか、その辺はどうでしょう。

○総務課長

具体的に申し上げますと、例えば今回、8条の

改正をさせていただいております。これまでは、8条の中で「実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報を当該実施機関の内部において利用し」という形に制限をしておったわけです。これに対しまして、特定個人情報につきましては、別途、別段の定めをしております。目的外利用については、さらに厳格に利用が許容される例外事由を限定しております、「実施機関は、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えて、特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することができる」という規定にさせていただいております。また、情報提供等記録につきましては、目的外利用を一切禁止という扱いにさせていただいております。

これらのことが主な厳格な定めという事由に該当するというふうに考えております。

○佐藤委員

今の中身、従来の個人情報保護条例の中では、目的外使用について、今の話だけではちょっとわかりませんが、具体的には、今言われた個人情報の保護は、災害時など、身体・生命にかかわる問題に限って目的外使用を認めるという中身ですけども、現在はどうなっているんですか。

○総務課長

現在の個人情報保護条例での目的外利用ということでございますが、これにつきましては、法令等の規定に基づくとき、あるいは本人の同意があるとき、そして出版・報道等により公にされているとき、そして人の生命・健康、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、最後に審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要、その他相当な理由があると実施機関が認めたとき、以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、今でも相当な厳しい規定になって、さらには審査会の意見も聞かなくはいかんというふうになっているわけですが、今回、先ほど

の説明では、審査会の意見やその他についてはどのような関係になるのでしょうか。

○総務課長

まさしく8条の規定にございますとおり、これまでは通常の個人情報、特定個人情報ではない個人情報については同様の扱いになるわけですが、特定個人情報については、それらは除外されておりますので、審査会の意見を聞いた上での相当な理由があると実施機関が認めるということは不可能な形になっております。

○佐藤委員

それで、そうすると現在の個人情報保護の条例の規定も生きる、新たにこれが追加されるということですけども、先ほどは概念的な身体・生命にかかわるということと言われましたけれども、それについて、例えば特定個人情報と、いろいろ説明があるんですけども、具体的には、どのようなケースのときに、どのような場合、目的外で活用をされるのか、そして、それらは目的外の利用については、記録についてとの関係も、もうちょっとわかりやすく説明してください。そうじゃないと、条例改正があっても、より厳密になったというものの、その違いがよくわからないなというのが率直なところですけど。

○田中委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

具体的にという内容でございます。

マイナンバーにつきましては、災害対策としての利用が望まれておるといいますか、想定をされておるところでございまして、例えば防災ですとか災害対策に関する事務であったり、それから被災者生活再建支援金の納付といった事がら、それから被災者台帳の作成事務等々でございます。

○佐藤委員

それがよくわからないんですけど、それがそうした形で規定をされるということが個人情報の保護の強化になるのかどうかというのは、今の話を聞いただけでは、何もさっぱりわからないというのが率直なところですよ。この点はどうですか。

○総務課長

まだ制度が始まっていないということもありまして、我々のほうもなかなかしっかりと想定をできている状況ではないとは思いますが、いざれにしても、緊急、やむを得ない場合というところにやはり重みを置いておるのかなというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、それらの緊急、やむを得ないときに、特定個人情報ということで行政の手続上の活用ができるわけですけども、そうすると特定個人情報というものは、番号法の別表9条関係で規定をされていますけども、どのような情報でしょうか。

○総務課長

まさに別表9条関係でございますので、9条に一覧に示されておる98項目に係る部分ということでございます。

○佐藤委員

98項目と言われても、何が何かさっぱりわからないなというふうに思います。

それで、もう一つは、そういうことで強化されるというけれども、今の答弁では、何が強化されたのかさっぱりわかりません、はっきり言って。それと同時に、先ほど目的外の記録との関係はどうなるんですか。

○総務課長

情報等記録の事がらにつきましては、まさしくいつ、誰からどういう内容の照会ですとか、情報の提供がされたかといったことが特定情報記録に保存されているということでございます。それは、マイナポータルというところで御本人も確認ができるという状況でございます。

あと、評価に関することをおっしゃられたんで

すけれども、評価書の提出といったことが義務づけられておまして、それぞれ個人番号保護委員会のほうへ評価書の提出をし、認定をしていただいておりますというところでございます。

○佐藤委員

今のやりとりでは、本当に番号法の中で、今度の保護条例の中にうたい込まれて強化をされるということでもありますけど、何が強化をされるのか、今の答弁からは少しも、見えている方もあるかもしれませんが、私自身は、何が強化をされたのか、本当に見えないなというのが今の実際のところでありまして、記録された目的外の記録についてもきちっと保護をしていく、こういうことだろうというふうに思いますけど、その辺の関係はどうですか。

○総務課長

情報提供等記録につきましては、先ほど申し上げたとおり、目的外利用も一切禁止ということで保護されております。したがって、厳格な保護措置というふうに考えております。

○佐藤委員

それで、もう一つ、制度上の問題とここの問題は直接リンクはしない、行政内部でのやりとりの、また関係する情報の提供が欲しい機関とのそういう形だということですが、それで、これについて一つは、こういう条例を定めるわけです。しかしながら、この条例を扱うのは人間なわけで、そうした点でのヒューマンエラーやそういうことは、どこで日々の情報をやりとりする中でチェックをしていくのかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

年金記録のやつだって、結局、ある意味でいえば、人間がそうした形で決められた情報の取り扱いをしていなかった、極めてずさんなところがあったわけですね。ですから、そういうことが今度の制度が始まって、そして知立市役所の中でそういう情報を取り扱うという中で、そうしたことがヒューマンエラーや人為的なそういうことが必ずしもないとは言えないという中で、生涯、番号を付与して、最初は少ない情報の取り扱い、

範囲のね。しかしながら、それがさらにどんどん拡大して、健康保険証のかわりにするだとか、民間でもまた使えるだとか、そういうやりとりの範囲が際限なく広まっていくという中において、この条例を定めたからといって必ずしも保護されるというふうには私自身は思えないんです。結局は、人間が取り扱うという範囲において、例えばシステムが完璧であったとしたって、そういうことは起き得る話ですよ。この辺は、どのような取り扱いになるのか。

公務員は守秘義務があるといっても、それはそういうしぼりの規定はあるものの、人的なそういうものがないとは限らないわけで、ここについても厳格だ、厳格だという中であっても限界はおのずと生じるわけで、その辺の対策はどのようなことを、この間、機関システムを開発をし、そして今日の事態に正式に出発していくというスタートラインに立とうとしているときに、どのようなそうした対策を、この条例だけではなくて、あるのか、その辺はどうですか。

○総務課長

今回、知立市においては、個人情報保護条例の一部改正という中で、番号利用法に対応する適切な保護措置といったものを規定しておるわけですが、そもそも番号利用法という法律自体に罰則規定というものが設けられております。やはり犯罪行為であったり、不正な情報の提供、そういったものについては、厳しい罰則が規定されておりますので、そういった中で、あわせて保護措置が行われていくものと思っております。

○佐藤委員

厳しい罰則規定というのは、結局、事後対策なんですよ。例えば、防犯カメラをいっぱいつけたら犯罪を抑止できるかという、防犯カメラがとらえたのは犯罪の容疑者なり、そうしたものに關するものが事件の事後に撮影されたと、それは活用できるでしょう。ここにおいてもそうです。

今回、そうした罰則が強まったということですが、現状の知立市の保護条例の中で、そうした

漏えいやものがあつたら、国の法律との関係の中で、どのような罰則があるんでしょうか。

○総務課長

ここは、国の法律に基づいてということになると思います。番号利用法で申し上げますと、67条には、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供する行為に対します罰則としまして、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金ということになっております。

その他にも、個人番号の不正提供ですとか登用に関しましては、3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金などなど、詐欺行為も含め、罰則規定が設けられておりますので、それに準じて罰則がなされるというふうに思っております。

○佐藤委員

結局のところは、そうしたシステムを運用するに当たって、この条例が必要だということでありませうけれども、そうした罰則が強化されるということ自体が、このシステム、制度の脆弱性をあらわしているなというふうに私は思いますけれども、そのようには感じてはいませんか。

○総務課長

昨今の情報システムを利用したさまざまな犯罪行為も確かに起こっておりますので、非常に今の時代、難しい時代だなということは個人的に感じております。ただ、やはり番号利用法において、利便性の部分も出てくるわけでございますので、そういったところの兼ね合いで制度化されたものというふうに認識をしております。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

マイナンバー、この制度について、もう来月から通知番号が発送されるという時点まで来ておるわけですけど、なかなか中身については、非常にまだわからない。本会議でもいろいろ質疑がありましたので、わからないなという部分がある。担当者自身もなかなかわからない部分があるということなんですが、国策としてやるわけですから、そしてまたこういう文明社会といえますか、そう

いう番号なりで管理し、あるいはパソコン、そういうものでいろんな事務の処理をやっていくと、こういう時代でありますので、それを避けて通るわけにはいきません。これは出発時点でいろんなものはありますけれども、それを上回る悪質な行為もあるわけでありませう。それを繰り返しながら進んでいくんでありますけれども、まずはちょっと導入の中身はともかく、導入のスケジュールを一度聞かせてください。

○総務課長

マイナンバー制度の実施の流れということで、基本的な部分だけでございますけれども、平成27年10月以降に、住民票の住所地に各個人に対してマイナンバー、いわゆる個人番号が通知がされます。そして、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されるわけでございますが、税の手続ですとか年金、医療保険、雇用保険など、社会保険の手続でマイナンバーの利用が開始がされます。また、あわせて、申請者の方々への個人番号カードの交付もこの時期に始まってまいると聞いております。さらに、平成29年1月からは、個人ごとのポータルサイト、先ほど申し上げましたマイナポータルが運用が開始がされます。その中で、マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認することができます。あわせて、行政機関からのお知らせも受け取れるようなものというふうに聞いております。その後、平成29年7月からは、地方公共団体等も含めた情報連携が開始がなされ、情報提供により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減するものと理解しております。

以上です。

○石川委員

いろいろやっていく段階のことはわかるんでありますけれども、これで10月の初めに郵送されてくると。それを受け取った人が、まずこれはどういうふうにするのかなというようなことでありますけれども、この間、広報の中にちょっと入っていましたね。手続をということなんですが、申請書があつて、それを持っていくということなんですが、

これは全く、今のところは任意ですから、出さなくても、出したくない、はっきりわからなければ出さないという人もあるわけなんですけど、まずはそういうのがスタートする1月に備えて、これから当面役所のほうなんですけど、そういう体制がしっかりできているかどうかというのをちょっと伺いたいと思うんですけど。

○企画政策課長

現在、システム面につきましては、稼働の準備をしておる段階でございます。

それから、通知カードにつきましては、J-LISに委託をしてということで、そのデータにつきましては、10月2日現在の状態のものを3日の日に引き渡すということで準備をさせていただく予定でございます。したがって、通知カードにつきましては、機構自体が準備でき次第、各家庭のほうへ簡易書留で届くという予定でございます。

○石川委員

体制は大丈夫だということで、スタートができるよということだと思んですけども、その中で、この間、広報の中で見ましたんですが、今まで住基、基本台帳カード、あれが発行されていましたが、あれがもうこれで、12月でもって発行がストップになると。その後は、有効期限がある間は使えますよということなんですけど、そのときの発行の状況と比べて、私はちょっと広報にあったのを見て思ったんですが、申請するときに写真を添付するというふうになっていましたが、これは間違いではないですか。

○企画政策課長

個人番号カードにつきましては、写真つきということになりますので、紙での申請のときには写真をつけていただきますし、それからスマホでもできるということで、スマホの場合にはスマホのデータで手続をさせていただくということになります。

○石川委員

写真をとと言われて、はたと思うわけです。私だけじゃないかもわかりませんが、写真がないな

と思って、どんな写真にしようかなというような形であるんですが、住基カードのときは、確かこちらでぼっと写真を撮ってくれたような気がするんですよ。そうじゃなかったですかね。ここはちょっと担当外でわかりにくいね。こっちで撮ってもらって、張りつけてもらって、できちゃったよという感じなんですけど、写真をわざわざ撮りにいかないかんという形も、一番最初に感じたのがそれなんですけど、ちょっと後でまた確認してもらえばいいんですが、住基カードのときのように、こちらで撮れますよと、すぐやれますよというようなことができないものかなと、そんなふうに思うんですけど、いかがですか。

○企画政策課長

今回の発行業務につきましては、直接カードを申し込む場合も、市役所ではなくて、委託先である機構のほうに申請書を出していただく関係上、市役所で写真を撮るということは、現状、考えていないということでございます。

○石川委員

ちょっと私、間違えていました。申請書というのは、また機構のほうへ送るんですね、転送するというか。市役所のほうの窓口で持ってくるというわけではないんですか。

○企画政策課長

はい、そのとおりでございます。

○石川委員

そういうことで、ずっと最初の段階は全部機構のほうでやってしまうわけなんですけど、やはりその後、役所のほうへの問い合わせというのはいろいろあるかなと、そういうふうに思いますね。ですから、そのときにいかに、市民の人たちにできるだけの発行をしていただかなくちゃいけないだろうし、発行することによって、徐々にだろけども、これはあったほうがいいかなというような形になっていくのかなと、そんなふうに思うんですけど、当面、何かいろいろ本会議での質疑などを聞いていまして、なかなかちょっとわかりにくい点が非常に多いわけなんですけども、機構のほうからそういうものが送られれば、それについてい

ろいろな説明があるかなと思いますので、それでやっていけばいいかなと思うんですけど、そのときの対応だけはしっかりお願いしたいと思います。

以上です。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

○水野委員

本会議でもマイナンバー制度についてお聞きしましたので、確認と、一つ質問をしたいと思いません。

この条例改正については、番号法に対応させた改正で、個人番号を含む特定個人情報等を規定しているの、それへの整合性をとるためというふうに私は考えているんですけど、それでよろしいでしょうか。

○総務課長

おっしゃいましたとおりでございます。

○水野委員

そこで、一つ、ちょっとよくわからないのでお聞きしたいんですが、先ほど佐藤委員のほうからも質問がありましたが、番号法第19条に該当する以外の収集制限、目的外利用禁止、これですが、番号法第19条自体が捜査や公益のためと政令と定めた例外規定を定めるという問題があるわけです。そういった観点から、この条例改正というのは、いかがなものかという意見もあるんですが、このことに対してはどうお考えでしょうか。その点だけお聞かせください。お願いします。

○総務課長

基本的に、番号利用法の中で特定個人情報の提供の制限がなされておりますので、これに基づいた内容を制限するということが基本とさせていただいております。おっしゃるとおりのこともございますけれども、番号法第19条の中で「提供が認められる場合」というものが個別に設けられておりまして、特段、地方公共団体の機関については、条例の定めがあるものあるいは地方公共団体間の情報提供といったことが認められておりますので、これに基づいた規定をさせていただいておるもの

でございます。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○佐藤委員

今回、この条例制定そのものは、法が制定をされる、そういう意味合いにおいては、市民の個人情報 をきちっと保護していく、このことで条例自体は必要だというふうには私は思います。しかしながら、今、このマイナンバーについては、国民的には、先ほど石川委員のほうからもありましたけど、まだまだ周知がされていない問題等を含めて、さまざまな疑念や疑問の声が上がっている、そうした意味合いにおいては、かなり見切り発車の部分があります。

それと同時に、マイナンバー制度のそもそもは、民主党政権時代に手がけたものであります、はっきり言って。しかし、それは扱う情報が極めて限定的なものでありましたが、安倍政権になりまして、成長戦略と一体になりながら、これらがどんどん拡大されていく方向、今後も拡大をされていく方向、そうしたことを見ますと、膨大な個人情報が集積をされていく、リスクも当然高まる、それに対する国民への説明は、なかなか納得できるようなものがないというような中において、施行するにしても、時期尚早な内容ではないかと、そのような意味合いにおいて、そうしたものがスタートすれば、個人情報を保護するということは当然でありますけど、そうした意味合いにおいて、私は反対を表明したいと思いません。

○田中委員長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

賛成討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号について、挙手により採決します。

議案第44号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって議案第44号 知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時07分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号 知立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○佐藤委員

まず一つは、今回、先ほどの番号制度に関連してというところがありますけれども、この個人情報保護審査会の中で、過去にそうした扱う案件、不服申し立て等を含めて、どのような状況にあったのか、所掌事務にかかわって開催ということがどうだったのかという点はのでしょうか。

○総務課長

これまでの個人情報保護審査会での審議内容につきましては、やはり新たな制度が制度化されたときに、その情報の収集あるいは外部提供といったようなことに関しまして諮問をし、その諮問を受けて個人情報保護審査会での審議、答申というものがなされております。

また、個人情報の異議申し立て等につきましては、近年ではございませんでした。

以上でございます。

○佐藤委員

過去には、直近のところということでしょくども、なかったと。そうすると、今までの個人情報はおおむね適正に管理をされてきたと、こういうふうな受けとめ方でいいのか、それともそうしたものがなかった、あっても、不服申し立てをする方がわからなかった、どちらかになるかというふうに思いますけれども、その辺の審査会、適正な運営と機能を果たしてきたのかと、これはどうでしょう。

○総務課長

事務局といたしましては、適正な運用管理がなされ、それに基づく審査が行われたというふうに思っております。

○佐藤委員

それで、本会議の中で、保護評価ということも議論になりましたけれども、ここでいうところの第2条の第2項の所掌事務のところ、番号利用法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項と、この前も説明がありましたけれども、改めて御説明を願いたいと。

○総務課長

先ほど来、申し上げます番号利用法が制定をされましたことによりまして、その法律第27条の規定によりまして、地方公共団体は特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、事前に特定個人情報保護評価を行うことが義務づけられております。その保護評価につきましては、特定個人情報保護委員会が評価を実施するわけでございますけれども、知立市情報公開、個人情報保護審査会にこの特定個人情報保護評価に当たって必要となる可能性のある第三者点検の役割を担っていただくために必要な規定の整備を行ったものでございます。

○佐藤委員

そうすると、この特定個人情報のファイルを保持しよう。このファイルというものは、実際にはどういうものなのか、コンピューター上の中で、多分、基幹系のシステムの中で閉じ込められてい

る情報系のシステムではないところで集積された個人情報だというふうに思うところですけども、その辺、ファイルというものはどういうものなのか。一人一人の全ての情報が、年金から、税から、先ほど言った別表、法で定めるところの、そうした情報が全てそこで集積をされるということでしょうか。

○企画政策課長

特定個人情報というのは、12桁の番号、これを持つことによって、個人情報ではなくて、特定個人情報となりますので、システム上というか、業務上、12桁の番号を持った時点で特定個人情報となります。

以上です。

○佐藤委員

ちょっとファイルとの関係がわかりませんが、その番号自体が、全ての情報の個人を識別する土台となる一番の情報でありますよね。それを法で定めるところの行政側がファイルとして保持・保管をしようとするときには、こうした評価を受けないかということですけど、そのファイル自体は、どのようなところで、どうした形で管理をされ、それはまたどの情報がそこに該当するのか、番号だけなのか、何なのか、その範囲についてお知らせ願いたい。範囲と集積の方法。

○企画政策課長

今、私どものほうで保護評価を現在受けているのが15件ありまして、具体的に言いますと、例えば子ども・子育て支援制度関係でいけば、その持っている情報自体に個人番号が載れば、その情報自体が全て対象になってきます。

○佐藤委員

そうすると、この15件の保護評価を受けているということですけども、今、子ども・子育て関係のところ、そこに個人番号の付番が張りつければ、それが評価の対象になるということなのか、その辺もうちょっと。この15件というのは何かということ自体がわからないし、ファイルを保持しようというわけですから、コンピューター上の中でそれは管理をする、保持をする、そして必要な

ときにいつでも、それが行政手続上、活用できる、そういうものだというふうに思いますけども、その辺、もうちょっとわかりやすく説明してください。

○企画政策課長

済みません、15件と申しましたけども、現在16件でございまして、基礎項目で受けているものが15件でございまして、重点項目が1件ということで、具体的に今、評価を受けているものでいきますと、知立市教育委員会の中身でいきますと就学援助費の支給に関する事務、それからあと市長部局でいきますと予防接種事務、それから子ども・子育て支援制度の関係事務、それから児童手当等支給関係事務、それから介護保険事務、母子保健に関する事務、それから老人福祉措置関連事務、被災者台帳作成事務、養育医療の給付支給に関する事務、それから国民健康保険関連事務、後期高齢者医療事務、保育料徴収等関係事務、国民年金関連事務、健康管理に関する事務、身体障害者手帳に関する事務、こちらの今申し上げました事務につきましては、基礎項目での評価になっております。住民基本台帳事務につきましては、重点項目評価ということで評価を現時点受けて、全て16件を評価を受けまして、ことしの3月31日付をもって公表をしている内容でございます。

○佐藤委員

そうすると、この前も議論がありましたけども、基礎情報といいますか、そういうものと重点があるということですけども、これが扱う件数によって保護評価を受けるということもこの前ありましたけれども、その辺が基礎、重点、それから全評価というようなことも言われましたけど、どういう場合に基礎、重点、全評価という形で、保護審査会から報告をするのか、その辺はどうでしょう。

○企画政策課長

これ、しきい値判断といいまして、项目的には、大きく分けて三つございます。初めにその業務が取り扱う対象の人数ということで、こちらのほうでまず判別がされます。具体的に言いますと、1

万人未満の方については、いきなり基礎項目調査でいいということになっております。続きまして、1万人以上で10万人未満の方が一つのランクづけをされまして、その1万人以上10万人未満の方でも、実際に特定個人情報ファイルを扱う人が500人以上か、500人以下かということの内容で、その部分でも区分がされます。その部分で、取り扱い人口が1万人以上10万人未満であって、ファイルを取り扱う人が500人以上の場合には、これは重点項目評価というランクになります。その取り扱い人数が500人未満ということになりますと、次に三つ目の判定の中身で、過去1年間の間に特定個人情報に関する重大事故を発生させたかどうかという判別になります。ここでいきますと、まだ制度が始まったばかりですので、ここも「はい」「いいえ」になりますけれども、その場合に発生をしていないということになりますと、基礎項目評価になります。これは多分、今後の中でそういった特定個人情報に関する重大な事故を起こした場合には「はい」という項目になるんですけども、その場合には、重点項目評価というランクづけがされます。

戻りまして、また人口が10万人以上30万人未満の人につきましても、先ほどの特定個人ファイル取り扱い者の人数が500人以上か否かということの判定にいきまして、500人以下ということになりますと、その時点で、もう重大な事故を発生させたことがあるかということで、「いいえ」ということになりまして、重点項目評価、そういった事故を発生しましたということになりますと、全項目評価ということになります。特定個人情報ファイルの取り扱い者数が500人以上の場合には、もう全項目評価ということになります。それから、30万人以上の場合には、扱い者数等々関係なしに全項目評価ということで、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価ということで三つに分かれているんですけども、評価をしていただく内容としての項目として、全項目評価については、すみずみまで細かい情報をこういった形で管理しているというものを出すということで、簡易なものにつ

いては基礎項目評価ということで受けております。

当市におきましては、先ほど申しましたように、基礎項目評価については現時点では15事業、それから重点項目評価については1事業ということで認定を受けております。

○佐藤委員

聞いただけではよく飲み込めないわけですけども、いずれにしても、そうした形で扱うものが今後、あわせて今回は16件と。社会保障分野のところが主にそうした基礎項目ということですか。それから、重点ということで、住民基本台帳関係は、これはどういうことですか。住基ネットで扱った情報ということでしょうか。どういうことなんでしょうか。

○企画政策課長

住基につきましては、単純に知立市7万人ということなんですけども、転出した方等々のデータも持っていくということもありますので、今後としては、データ量としては7万人未満ということではありませんので、10万人以上30万人未満というランクづけになります。その中で、取り扱い者数が500人以下ということで、重点項目評価の対象ということで、そちらの認定を受けております。

○佐藤委員

今回はそういう形ですけども、今後、特定個人情報にかかわる対象が拡大をされるということになりますと、これらの件数といいますか、そういうものもふえていく、こういうことになるんでしょうか。

○企画政策課長

現時点で、3月時点で認定を受けているのはこの16業務でございますけども、先ほど言いました中身は税関係が入っていないと思いますけども、今後、随時必要なものは認定を受けていくということになります。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号について、挙手により採決します。

議案第45号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって議案第45号 知立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○村上委員

議案第46号、これは特別職で常勤のものの給与に関する条例ということで、この条例案の中では、市長については、今まで100分の10が減額されったのを25%にすると。それから、あと副市長については7%から15%とするということで、給与を減らしますよということなんです、ここに提案の理由というのがあるんですが、不適切な処理による歳出、これの増加のための対応ということなんです、これは本会議でも議論があったものですから、私の認識の中ではどういうことかなというのはあるんですが、増加のための対応ということなんですけど、この辺のところについて、市長の考え方をちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○林市長

今回の条例案につきましては、我々、行政執行部側の事務上の不手際によって、市民の皆様方に御迷惑をおかけをしたわけであり、そうした中で、我々職員、とりわけ行政の責任者である私自身を律するという視点、そしてできるだけ市民の皆様方に御迷惑をかけないという視点、どうしたらいいかなということを考えた結果、こうした提案をさせていただいたところでございます。

○村上委員

これ、不適切なところがあるんですが、その不適切なこういったものに対して、常にそういうものがあつたら、市長が歳出が減った場合に給与を削減するのかなということを実際にしていくのかなということ、これはいささか疑問を感じるところですね。

今回の不適切な処理という部分について、担当課長のほうからお答え願いたいと思います。

○総務課長

まずは、今回の不適切な事務処理によりまして、市民の方々の信頼を損ね、また多くの皆様方に大変な御迷惑をおかけしたことに対しまして深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

このことが判明したときに、まずは市民の皆様方に正直にあった事実をお知らせをし、報道発表もさせていただきました。あわせて、議員の皆様方にも御報告申し上げたところでございます。

その後、やはり対応をいかにすべきかということでは慎重に検討した結果でございます。まさしく今、村上委員がおっしゃられたとおり、ほかにこういったことがあつたら同様の対応がとれるのかというようなことも含めて、また、そもそも賠償責任といったものが生じておるのかなのか、そういったことも過去の他団体の事例も含めて、また判例等も十分調査した上で、適切な対応を考えておりました。そこに若干時間を要してしまつたわけでございますが、最終的には、事務上の最高責任者として、市長、また副市長から今回の給与の減額措置ということを提案がなされまして、事務局のほうでこの条例案の改正を出させていた

だいたところでございます。

以上です。

○村上委員

今、具体的にじゃあ何だというのがなかったんですよね。適切などいうところを言っていたいで、今の現状としては、市長と副市長がそういうことで、今回、苦渋の選択をしていただいたというふうに思っておるんですが、今、そこで出てこないものですから、一体何だったんだという部分について、知っとなんか聞くのも時間がたっちゃうものですから、私のほうから言いますけど、ちょっと委員長にお断りしますが、ちょっと補正予算のほうに関連するものですから、ちょっとふれさせていただきますが、このことについては、さきの本会議の中でもあったんですが、要するに源泉徴収税の支払いがおくれちゃったということで、市長の言われる、こういうことをしなければ全体の予算のパイが戻らないよということでやられたと思うんですね。実際には、こちらのほうについては、議会上、肅々と、本来であれば、滞納金だとか延滞金、正式に言うと不納付加算税、それから延滞税という部分については、これは基本的には事業主体が払うものだ。企業でいけば、源泉徴収であれば、企業が払うものだということで当たり前なんです。だから、これを肅々とやっていくと、当然、市民のほうから何だという話になっちゃうから、じゃあどうするんだという苦渋の選択で、市長が171万9,000円を副市長と2人でもとうという話なんですよ。だから、この辺のところになると、もうこれは議会上の問題じゃなくて、心の問題になってきて、みんなのやったことについて、簡単に言えば失敗については市長と副市長で面倒をみようじゃないかと、心の話になったものですから、私、今、心で質問させていただいてるんですが、そういう部分で心の話。例えば、企業であれば、源泉徴収、これをちょっと忘れちゃったねといったときに、正式にはどういう対処をしていくのか、行政として。例えば、民間だったらどういう対応をするのかということがわかったら、ちょっと教えていただきたい。

○総務課長

同様のことが起きた場合の民間だったらということにつきましては、私も民間で仕事をしたことがございませんので、十分理解しておるわけではございませんが、やはり当然のことながら、個々の担当者の責任は十分問われるところだろうというふうに思っております。また、その管理監督者は当然のことながら、また社会的な影響を及ぼすことであるのであれば、その企業の代表者についても適切な対応が求められるべきであろうと。例えば、税金の関係の納付ということでありまして、やはり一事業所としての対応はまず求められるべきところなのかなというふうに思っております。

以上です。

○村上委員

ということで、恐らく事業所ということであれば、これは源泉徴収なものですから、特別徴収という部分でいくと、当然、事業体はその責任をとるということで、それから企業においても、恐らく事業所の収益とバランスをとって、じゃあこれを払っていきますと。それで、企業収益が落ちてきたとか、とてもじゃないけど運営できないということであれば、これは従業員には何の責任もないんですよ。だから、このときに役員の報酬が何か月間かゼロ、それから幹部職のボーナスは何%カットということで企業だったら乗り切るといって、やはり事業体として、知立の市役所として、今回起こったことに対して、担当者を責めるということじゃなくて、システム上、問題があるものから、じゃあシステム上、問題があるということに対して、幹部職員としてどうしてお考えなのかなというところが少しお聞きしたいんですが、これ、全員に聞くと時間がかかりますので、担当部長、よろしく願います。

○総務部長

システム上ということで、これは組織としての事務手続上の瑕疵に基づいて起きてしまったことで、大変申しわけなく思ってるわけなんですけど、そういう瑕疵が決してあってはいけません。という

のは、それぞれの、一つずつの事務手続上、今回の場合は、源泉所得税の納付に関してですが、源泉所得税の納付に関しまして、月またぎの処理の関係上起きたというのが事実でございますけれども、ですから、そのときのいわゆる月をまたいで処理するに当たって、今日まで、いわゆるベテラン職員といたしまして、それを担ってきた職員のノウハウといたしまして、それに頼ってきたところがあったということで、その手続上のマニュアルの中に、月またぎの処理はこういうふうに注意するんだよと。支払い担当者のみならず、支出の責任者である会計管理者双方がチェックするんだよと、本来そうすべきところが、そういう二重チェックが施されることがマニュアル化されていなかった。

さらには、当然のことながら、こういった支出については、定型的な業務なものですから、前年同月と確認をとるだとか、そういったことを本来すべきところが欠落をしていたということで、私どものほうの手続上の事務の処理のマニュアルの中から、本来なすべきチェック項目としてのところが欠落をしていたということと、担当職員のみならず、それをチェックをする上司、私も含めてですが、その辺のチェックが甘かったということで、これは我々が今回、大変不手際なことを行った事務のみならず、ほかの事務でもそういったことが心配されますものですから、今回、市長が改めて幹部職員を集めて、それぞれの事務について再点検をして、同じような過ちを繰り返すことがないように注意喚起もされましたものですから、我々も含めまして、市役所全体として係る、いわゆるケアレスミスを減らすべく、事務のそれぞれの職場で再点検をしたものと思っておりますので、今後は同じことがないように、再発防止を努めてまいりたいというふうに思っております。

○村上委員

今、総務部長のほうに、そこまで私、答えてくれということじゃなかったんですけど、やはりこういったときには、議会の中で、補正で肅々とやればいんだということなんですよね。今、そこ

まで答えていただいたものですから、私も、このことに対してはきちっと戒めということを職員全体、それから我々もこういったことが起こっちゃったという部分については、戒めの中の一つのチェック項目として、議員もやっぱり押さえておくべきなのかなというふうには思います。

もう一つ、大問題があるのが、これ、余り言いたくないんですが、言わざるを得ないものですから。

今回、不納付加算税が164万1,000円、それから延滞税が7万8,000円ということなんですが、基本的には、この不納付加算税のほうは10%のところを5%に何とか下げていただいたと。それから、もっと言うならば、これが初めて何日間がおくれちゃったといったときには、どういう状態になるのかと。これ、明確に私も持つわけではないんですが、ざっと聞いた話でいくと、初めてであれば、この164万1,000円というのはかかってこないという話をお聞きしました。これが本当なのかどうなのかというのをちょっと。

○総務課長

この不納付加算税は、免除規定というものがございます。今、村上委員がおっしゃられたとおり、まず不納付加算税の金額が5,000円未満である場合には免除されます。次に、法定納期の翌日から1カ月以内に納付され、かつ、その直前1年分について納付の延滞をしたことがない場合について、偶発的な納付遅延に当たるということで、これもまた免除をされております。最後に、法定納期の翌日から1カ月以内に納付され、かつ、新たに源泉徴収事務者となったものの初回の納期に係るものであるというものについては、初回の納付の遅延といったことで、これもまた免除をされると、この三つの免除規定がございます。

以上です。

○村上委員

このことについては、私も全く知りませんでした。今回の内容は、我々の耳にも知らされたときに、初めてそれを知ったわけなんですけど、ということは、この1年間に何かの不適切な事務処理が

されていたんですね。そのときの状態を我々も見逃したのか、そうじゃなくて知らされていなかったのか。

それから、もう一つは、このときにちゃんとした処理、これ、市長にも言わないかんですけど、やっぱりそのときにきちっとした対応をして、戒めをして、先ほど言った二重チェックをしますよと、何重チェックをしますよと。行政のこういった重要項目については、一遍、各部署全部出さないよと。これがおくれた場合、こういうことになるんだよというのも明確にして、それをチェック項目として、赤色に塗る、黄色に塗る、重大事項、注意事項、忘れちゃいかん、市民に迷惑かけますよというのをやっぱりそれをきちつきちっとやっていかないから、今回171万円ということになっちゃったんですよ。だから、このことが悪いんじゃないです。その前からずっとこういうのが蓄積されてきとることが、私はちょっと憤慨。何だと、報酬を減らせばいいのかということにも言われがちになっちゃうんだよね、これ。違うんですよ、報酬なんか減らしちゃいかんですわ、はっきり言うと。市長1人で責任を持つべきものではない。今までの体質、これをやってこなかったことに対して、市長、副市長が今回は160万円、何とか2人で捻出すればなるのかなということで、恐らく削ったと思うんですよ。これをさきの議会でうちの稲垣議員が言いました。1,000万円だとか1億円に近いような金額だったらどうするんだと。とてもじゃないけど、できないでしょう、これ。田地畑売って、これを払うのかということじゃないでしょう。これは全体で、心で責任を応分にするというのも、これはみんなにお話する。今回はいいですよ。今回は市長、副市長に敬意を表します。敬意はあらわさへんかもわかりませんが、これは責任を担っていただいたということについては、感謝申し上げますよ。でも、このことがいいことで決してあるとは思いません。こういうことをみんなに相談しながら分かち合うと。

もっと冷たい言い方をすると、粛々と補正を組

んで、これは事業所だからこれでいいですよと言ったら、それだけのものなんですよ。そのかわり、市民の感情というのはどういうものがあるか。そこを鑑みて、こういう処置をとっていただいたと思うんですよ。だから、ここは市長、副市長がさっき戒めで幹部職員を集めて訓示をやったというお話もお聞きしましたが、この160万円という貴重なお金、されど責任を持って拠出していただいたお金、この機に、私はなぜ全職員にこの重さという部分を、正月のときに市長の訓示をやりますよね。そのぐらいのことまでやって、末端職員、そして議会のほうにも申しわけないと、こういう部分について、日ごろの継続活動の中でチェックもお願いしますよと、何か聞いたらすぐ教えてねという態勢がなぜとれんのかと。幹部職員というのは、集めやすい人を集めて、それじゃあみんなに言っという話じゃなくて、こういうものは行政全体で共有化するという、そういう思いが大切なのかなというふうに思います。

最後に市長と副市長、この辺のところで、幹部職員だけじゃなくて、全職員、今回は2人でこれは賄ったと。これ、決して完全に挽回できる金でもないし、全くの無駄金なんですよ。税務署だってこれを欲しいと思っていないんですよ、恐らくね。税務署だってこんな予算計上していないし、何も欲しくない。それをただそっちにぼんと渡して、それが市長と副市長のお金が向こうへいったと。結果的には、ここで言っると、こういう条例案をつくらないと、この拠出金は出てこないものですから、これ、条例は賛成しますよ。それから、補正のほうも苦渋の選択として、これは市民に迷惑かけることだから賛成しますが、やっぱり賛成したからよしよしと、こういうことじゃなくて、やっぱりこれを、ここにおける幹部職員全員そうです。また、この委員会にいない幹部職員も、やっぱりきちっとそういったことを末端の新入社員の職員まできちっと伝えていただいて、チェック項目の洗い出しと、これから二度とこういうことが起きない戒めということをお願いしたいと思います。

市長、よろしくお願ひします。

○清水副市長

今般の件、改めておわびを申し上げます。

本会議でも申し上げておりますけれども、いろいろ日常の業務の中では、あつてはならないことではございますけれども、市民の皆様等々にも御迷惑をかける件がまだまだございます。そういったことがある中でも、税にかかわるものについては、本当に私ども、自治体の職員として、特に、とりわけ敏感でなくてはならないということの中で、今回の事案が発生したわけでございますので、そのことについては、職員、担当者を含め、幹部職員も含めて、厳しく対応させていただくということにさせていただいたわけでございます。それに合わせて、私どもも特別職として、厳しく反省をしなくてはならないということでの今回の提案とさせていただいたということでございます。

先ほど来、村上委員が御指摘のとおり、それぞれのいろんな不適切な状態、これは正直申し上げて、現時点でも、細かいことも含めればいろいろあるのではないかなということも想像するわけですが、そういった小さなこと一つ一つをやっぱりしっかり消していかないと、これがいつかはそういう大きなことにもなるということでございますので、先ほどの不納付加算税のそもそも論のところもそうでございますけれども、ああいったところで、今思えば、もう少しきっちりそのことの原因をしっかりと確認をして、そのときの再発防止についてもしっかりと認識をすべきだったなということとは思いますが、若干、今回の部分とは事務手続上の意味合いも、多少違うところもあるわけですが、いずれにしても、そういったことでいろんな事象、市民の皆様にも御迷惑をかける、そういったことが1件でも起きないように、それはゼロを当然目指さなくちゃいけないということでございますので、その辺の日々の事務の積み上げを今後ともしっかりと進めてまいりたいと思います。

また、今回のことは特に重要なことだということ再認識しておりますので、改めて全職員に再発防止あるいはそれぞれの事務での適正な事務処

理について、さらに徹底をしてまいりたいと考えております。

○林市長

今、大問題ということで御指摘いただきました点、確かに不納付加算税ですね、今回2回目だったということで、非常に膨らんだということがございます。1回目のときに、本当にもっともっと注意点をあぶり出す、そして対応策を共有認識として持つということは、やはりやらなければいけなかった大きな反省点かなと改めて思わせていただいております。

幹部職員を集めての訓示だったわけですが、その日に、全職員には、私、市長から全職員メールを配信させていただいたところでありまして、引き続き、再発防止については、日々職員には伝えてまいりたい、言ってまいりたいと思っております。

○村上委員

ということで、私も生意気にこのような発言をさせていただいたということについて、誠意ある御答弁をいただきましてありがとうございます。

そうは言うものの、私自身も、自分自身も戒めながら、今後の活動もしていかなあかなというふうに思いますが、御丁寧な御対応をいただきまして、本当にありがとうございます。私も自分を戒めながら、今後もやっていきたいと思えます。また、間違いもあるものですから、そんなときには、皆さん方に許していただきたいなというふうに思えますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号について、挙手により採決します。

議案第46号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって議案第46号 知立市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号 知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号について、挙手により採決します。

議案第51号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって議案第51号 知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時58分

○田中委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○石川委員

陳情第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書ということですが、これは毎年出ている陳情でございます。

この計画については、恐らく、よくわかりませんが、財政的な視点や将来の人口減少が予測される中で、計画実施がされるものと思われれます。それと、一人一人にきめ細かな対応ができることは望ましいことではありますが、いじめや不登校が減少するとのことは、どうも因果関係はよくわからない部分がありますが、ヨーロッパを初め、世界の先進国における先生1人に対する生徒数は少なく、このことを考慮し、先進国にふさわしい協議も行っていたらと、陳情に対して採択とします。

以上です。

○村上委員

この陳情第9号につきましては、これ、毎年、先ほど石川委員も言われたように、出ております。ただし、昨年度新たな教職員定数の改善ということもありますし、それから少人数学級の推進についてはふれられておらずという内容もございます。これについては、本市については、市長の、どちらかというところ、知立市においては、十分とは言えないんですけど、着実な前進を図られておるといことであります。さらに、この中にもいろいろ陳述が書かれておるんですが、やはり教育というのは十分とっていただきたいな

ということから、我が会派としても、それからまた予算の国庫負担の2分の1に向けてということもあります。こういう教育という部分については、反対するわけにいかないなということで、この件について、我が会派としても賛成ということで臨みたいと思います。

○佐藤委員

私もこれには賛成ということで、とりわけ昨今の新聞報道を見ても、いじめの問題だとか、学校現場を含めて、さまざまな問題が山積しているなということがあります。きょうのニュースでも、不登校の子供、東海3県の指標が出ていましたけども、全国平均に比べて、東海3県は高いというような指標も出ているわけです。

そんな中で、不登校の原因の問題が、何がどうかということとはともかくとして、一番のおおもとである学校現場が改善されることは何より必要なことではないかというふうに思います。とりわけ知立市においては、市長を先頭に、少人数学級の拡大を実施をしてきているところで、国のほうで、定数改善の中で少人数学級が打ち出されれば、こんないいことはないなということの一つ思います。同時に、国も厳しいわけですけども、都道府県財政もなかなか厳しいような状況の中で、国の義務教育費の国庫負担制度の負担割合、かつて3分の2であったものが2分の1にされたままの状態が続いていると。この状況は、やっぱり早急な改善を図ることが私は必要なことだということです。その意味合いにおいて、この陳情に賛成すると同時に、こうした声が国に届き、早期の改善が実現されることを願っているところであります。

○水野委員

私も、この陳情については賛成の立場で申し上げたいと思います。

財務省のほうは予算削減ということで、教育に対しても大変厳しい目を向けておりますが、国家を支えるには、若い人たちにしっかり勉強していただきたい、十分な教育を施してあげたい、そういう観点から、ぜひこの陳情を通していただきたいと思います。

○風間委員

毎年定例に出るこの陳情書です。当然のことながら、趣旨の1行、2行にもあります「未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、すこやかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである」と、当然のことでありまして、今後ともより一層の教育の充実強化を図っていく必要があると思えますし、また当市におきましては、林市長を先頭に、少人数授業の推進等もやって充実を図っている、そういう現況下にありますので、本来なら、国の責任においてこういうものは的確に進めていかなければならない状況もありますし、そういうものが進められるのであれば、うちの行財政運営も本当に楽になるなという思いも持っておりますし、予算も当然、それにはついて回るものでありますから、国庫負担金の拡充、こういう措置をしっかりと地方から国へ上げていくということから、当然、この陳情書には賛成という立場でよろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言をお願いします。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第9号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって陳情第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第11号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法(案)の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○石川委員

今、大変話題になっております安全保障関連法でございます。現在も、国会で最後の委員会をやっておるところだろうと思います。

この陳情者のほうからは「国民の声に耳を傾けた」ということですが、そもそも国会へ議員を送るというのは、国民が現内閣に対して国政を委ねてきた、委ねるのだということであります。これは間接民主主義になるのかなと思いますし、最近、直近の衆議院の選挙においては、圧倒的な支持を得ています。国民の声は、現安倍首相に国政を委ねて、国民が委ねた議員による議論こそ議会制民主主義の根幹であると考えます。200時間を超える議論が行われ、そして公聴会の開催も行われてきた事実からも、当陳情に賛同しかねます。したがって、不採択とします。

○水野委員

私は、この陳情につきましては不採択の立場で申し上げたいと思います。

「国民の声に耳を傾けた」というところですが、日本は議会制民主主義であって、直接民主主義ではありません。そうなると、国会のほうのことも、何のために国会があるのかということになってしまいます。今、昼休みのときも盛んにテレビで、あるいはインターネットでも刻々とこの状況が放送されておりました。この件については、国会に委ねるべきだというふうに思いまして、反対の立場で申し上げます。

○村上委員

この陳情者の坂田さんのきょう、意見陳述をお聞きさせていただきました。坂田さんの意見という部分については、そうなのかなというところで、私自身ですが、私自身も少し戸惑うところがございます。そうは言うものの、今回、通常国会の中でどういった形になるかまだわかりませんが、今、審議中ということなんです、やはりこれだけの長い時間をかけて国のほうでも審議されとるということで、最終、最後どういう結果になるかわかりませんが、そのことを注視していこうかなというふうに思います。したがって、このことについては、今、国会で議論されておりますし、それか

ら国のほうの国会のほうに委ねるということで、これを地方議会のほうで議論するという部分についても、いささかどうかなというところがございまして、不採択をお願いいたします。

○佐藤委員

私は、この陳情に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、坂田さんの陳情につきましては、子供たちに大人が、国会議員が本当にいい授業をしてほしいということ述べられました。それと同時に、法案の行方はともあれ、希望を失わないということも表明をされ、私は大変感動いたしました。

それで、今あるそれぞれの立場で意見が表明されましたけれども、そもそも第1点目は、今度の安保法案と言われるもの、これについては、憲法学者を含めて、さらには元最高裁の判事を含めて、そうした人たちが専門的な立場に立った人たちが憲法違反だということを言っているところがあります。とりわけ田中内閣の時代に、自民党の政府見解として、憲法9条のもとで、他の国で何かあったときに、自衛隊が出ていって武力行使を行うことはできないということで、専守防衛に徹するというのを長い間、確認してきたわけですね。そうした意味合いにおいて、まず一つは、憲法解釈だけで、憲法が定める軍隊を持たない、それから交戦権の否認、これを根底からまずくつがえすという意味において、本来、総理大臣を初め、国会議員は立憲主義の立場に立つならば、憲法のしぼりのもとにあるわけで、そうした意味合いのもとであっては、憲法のしぼりをみずからが解釈改憲でもってやっていく、違憲だということが言われている中でやるということは重大な問題だというふうに私は認識をしているところであります。それは、集団的自衛権に限らず、後方支援という問題が出てきました。この後方支援につきましても、アメリカが行う戦争などに後方支援すると。さらには、国際支援法という形で、例えばアフガンにISAF、国際人道支援活動みたいな形で、平和維持活動で出ていますけれども、これ

についても、従来、イラク・アフガン戦争があったときには、周辺事態法だったかな、その中で武力行使はしない、非戦闘地域だから憲法上、容認されるという論理がありましたけれども、今回は、その二つの歯どめはありません。

そして、国会の審議の中で、そうしたところに出ていって、本当に大丈夫なのかという議論についても、そういう事態になれば、安全なところに避難するとか言って、そうしたまともな答弁をしないと。普通の常識で考えれば、戦闘地域に出ていくわけですので、一時そこで安全だったかもしれませんけれども、何が起きるかわからないという事態の中で、武力行使や戦闘行為という憲法9条に反する行為に及ばざるを得ない、そうした環境があるわけですね。そうした点からも、憲法違反であるということは明白なわけであります。とりわけ後方支援と言っておりますけれども、国際的には、兵站と言われる活動であります。この議論の中でも、武器、弾薬、水・食糧を含めて、理論上はクラスター爆弾や劣化ウラン弾、核兵器まで可能だというふうに言っているわけですね。そうした立憲主義に戻る内容だという点であります。

それと同時に、国民が選んだ代表が決めるので、これが議会制民主主義だということも言われました。しかしながら、一昨年の総選挙の中で、自民党も公明党も集団的自衛権の行使などを含めて、今回、安保法案に関連するものは国民に公約はいたしておりません。

それと同時に、小選挙区制のもとで、大きい政党が比較優位に立つという選挙制度であります。国民的な支持のもとで見ると、極めて低い支持のもとで成り立っている、それは選挙制度という関係もありますけど、そういうものであります。ですから、憲法違反であり、立憲主義に反するものであり、国民は自民党を選んだにしても、比較第一党で政権についたにしても、全てを白紙委任をしているわけではありません。そのような観点から、私は、この法案は大変危険なものだというふうに思います。

それと同時に、国会審議を通じて明らかになったのは、そうした国民の声に、丁重な審議と言いながら、耳を傾けないという姿勢がますます明らかになったのではないのでしょうか。私は、そのように思っているところであります。

さらに、そうした問題で、禁止をしてきたさまざまな問題に政策判断、法律には書かれていなくて、それを総理大臣の政策判断でもってやるということです。もしもそうであるとするなら、法律に明記をして、きちっとしぼりをかけるということが必要であるにもかかわらず、それはその時々々の総理の判断に任せると。これは大変危険なことではないかというふうに思います。そういう意味合いを含めて、法的安定性があるかと言えば、ないということは、これは明々白々の事態ではないのでしょうか。

そんなことも含めて、私は、ぜひとも皆さんがこの陳情を通していただいて、安城学園の先ほどの坂田先生が言われましたように、いい見本を示してもらいたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○風間委員

陳情第11号に対して、賛成の立場で意見を申し上げます。

先ほど坂田さんの意見陳述も拝聴しております。大変、その切実性や心配の側面、共感するところでもあります。

それで、ここのデータの趣旨の解説文にも、ここ最近の新聞報道等のデータが載っております。当然のことでありまして、十分な制度の説明がなされ切っていない、それによって心配がある。それで、どういうふうに将来になってしまうかという本当の懸念が生じているという状況では、やはりもう少し丁寧に、十分な議論の上でこういうものは決定していくべきではないのかという思いを強く持っております。

それで、本件の大村知事のこの新聞報道もあわせて添付されております。このとおりだと思いますね、私もね。「法整備には慎重な意見や理解が

進んでいないとの指摘も多く、政府・与党は、そうした意見をしっかり受けとめる必要があると記者会見で語った」という記事が添付されているわけですね。そういう部分では、やはりなぜこんなにあせってこういう重要な法案を可決、成立をさせようとするのか、少々わかりにくいところはあるんですが、もう少々時間をかけて、じっくりとこういうものは議論をしていくと、議論の積み重ねが重要ではないかという思いでいっぱいでございます。

それから、もう1点、私、心配しているのが、憲法の規定の中での法手続の進め方、ここが今後の立憲主義の根底を揺るがすのではないかという思いを危惧しておるんです。先ほど御意見が出ておられますように、憲法全文には国民主権が明確に規定されております。それとあわせて、代表民主制も規定されております。これは、このようになっております。「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」となっております。これが国民主権と代表民主制、ここに集約されているんですね。ですから、当然のことながら、今、国会で議論されているこういう法案の作成は、国権の最高機関であります国会が十分に審議をしてやるということは、国民が付託をしておる関係上は当然、それは正しい声だと思っております。

ただし、今まで歴代内閣は、この集団的自衛権の行使は認められないというのを解釈程度で今回、強引に関連法制度を成立させようとしておるんですが、それは地方自治法と比較するとよくわかるんですけど、地方自治法というのは完全に白紙委任ではありません。ちょっと我々が不十分な行為を起こそうとするならば、即自治法の第12条、第13条、あるいは第74条から第88条、ここにあります直接制度に基づいて、その修正とか改善、こういうものが直接住民の方から求められる制度になっております。ですから、厳しい制度ですね。それだけ地方政治というのは身近な部分でありますから、そういう住民の直接参政権を認めていると

いう状況になっておりますが、国会は、基本的には完全委託です。完全委託なんですが、憲法の改正に関しては、第96条にありますように、各議員の総議員の3分の2以上の賛成でこれを発議し、国民に提案して2分の1以上の国民投票、ほか、国が定める投票行為において2分の1以上の賛成を必要とするという、ここだけ唯一無二の直接制度を規定しているんですよ。ですから、今、このような違憲だ云々という話の中での強行採決の運用というのは、ここの法律の規定の整合性を見る限りでは、やはりこっちもしっかりと担保するのであれば、やはり筋論としては、そういう手続を踏まえないと、少々無理があるのではないのかという思いはしています。

ですから、今回、こういうものを強行にした場合の今後将来における立憲主義とか法治主義、こういう部分での心配が非常にあるなという部分はありますので、そういうものを含めて本当に、きょうどういう状況になるかわかりませんが、相当緊迫している状況でございますが、こういう法制度、法体系の重要性というのも認識、再確認していただいて、こういうものがもう少々十分な審議を図って、国民の本当の合意形成のもとに決定していく、そういうスタイルが確立することを切に望みまして、本陳情書には賛成ということでお願いいたします。

○田中委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第11号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第11号について、不採択とすること

に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。

したがって陳情第11号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法(案)の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○石川委員

この陳情第13号、陳情第14号というのは、また毎年出ております陳情でございまして、私立高校生の父母負担を軽減するということであります。

趣旨はわからんことはないのですが、だがしかしの一部分として、やはり私学というのは、それなりに学校の建学といえますか、学校をつくるときの精神があるはずでありますから、その建学の精神に応じた人が私学へ進まれるのではないかと。そういう面では、そちらを選んで行かれたのですから、負担があるということは百も承知の上で進学されていると思うのであります。しかし、いろいろと昨今はお金の要ることと言ってはいけません、私学がたくさんお金がかかってしまうということでございますから、それぞれ地域のところで、財政が許す限りは支援をしてあげたいのではないかなど。やはり教育は誰でも平等に受けるあれは持っておりますから、そういう点で、この陳情第13号については採択とさせていただきます。

○村上委員

陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号については、同趣旨の内容かというふうに思われます。陳情第13号のほうにつきましても、教育の機会均等ということを中心に置いてこの陳情が出されておるといことでありますが、先ほど石川委員のほうも言われたように、私学は私学の独特な校風だ

とか、いろいろなものがあるかと思えます。そう言うものの、やはり先ほど述べました教育の機会均等ということについては、やはりきちっとした教育を、この日本を将来担う子供たちのためにつくってあげるといのが大人の責務かなというふうに思います。したがって、先ほど述べましたように、陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号については、同趣旨ということで、さきに賛成ということ、採択ということにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員

陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号、それぞれ陳情先といえますか、意見書を出してもらいたいというところは違いますけれども、趣旨は同じものだなと。第一番は、何よりも公私格差の是正の中で、教育の機会均等を保障してほしいという、こういう願いであります。保護者の就労環境等も含めて、大変厳しい状況も長いこと続いているわけですね。さまざま私学を選ぶ動機や公立を選ぶ動機、さまざまありますけれども、そうしたそれぞれの置かれた状況の中においても、今なお公私格差があるという問題は、やっぱりしいては子供たちに影響する問題だという点で、私は公私格差を是正するというのは市町村独自の授業料助成という点、それから県に対して、国に対しての意見書の提出を求めると、これは引き続きやっていくべきだなというふうに思っております。

それと同時に、こうした陳情が、先ほども言いましたけれども、知立市議会のそうした意見書可決が国や県に対して少しでも父母の願いの思いが伝わるように、そんなことを願って賛成とします。

以上です。

○水野委員

陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号は、同じ趣旨だというふうに思われます。私は、一部の不届きな私学の経営者の人たちの報道が取りざたされております。大変残念なことだというふうに思っております。しかし、大変財政的に厳しい御家庭の方もおみえになるということは事実でありま

す。そういった観点から、少しでも補助をしてあげていただきたいというのは誰しもの思うことだと思います。しかしながら、先ほど、これをつけ加えて申し上げたいのは、石川委員も言われたとおり、私学には建学の精神というのがありまして、幾ら学費がかかろうとも、ぜひ私学で学びたいというお子さんもおみえになることは事実であります。こういった方たちもおみえになりますが、先ほど言ったとおり、家庭が大変苦しい、実際、途中で大学進学を諦めるというような生徒も私自身、見てまいりました。そういった観点から、ぜひ真面目にやっている生徒は多いわけですから、補助をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○風間委員

毎年定例的に出される陳情書です。当然のことながら、重要なことでありますし、保護者の切実な願いとか、教育の充実強化を図って賛成で、しっかりと国に意見書を出していくべきだというふうに思います。

○田中委員長

それでは、次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第13号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時29分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

特に発言がありませんので、次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第14号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第15号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第15号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって陳情第15号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第16号 安保関連法案の廃案を求める意見

書に関する陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○石川委員

陳情第16号、安保関連法案の廃案を求める意見書については、私は不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

最近の日本周辺を取り巻く環境は、皆さん御存じのように、中国による尖閣諸島の問題、韓国の竹島問題、ロシアの北方領土問題など、日々日々挑発が行われておる現状であります。ですから、猶予なく次の段階へ進まなくてはいけないということで、この法案が提案されておるわけでありませぬ。

2日前、9月15日には、北朝鮮による長距離ミサイルの発射準備が行われているというニュースも流れましたし、またロシアの空軍機が日本の上空を侵犯したということでもあります。

このような緊急な状況がある中で、すきあらば、さらに抑止力を高めるためのことがないと、さらにいろいろな挑発が行われる中で、いつも政府が行っておるのは、遺憾でありますということだけの抗議だけに終わっておるわけでありませぬ。そこで、同盟国と一緒にしながら、日本でもこれから自分の国は自分で守るという立場が、これはもう独立の国であれば当たり前のことでありませぬし、日本も先進国の仲間入りをして戦後70年という日がたっております。その中で、日本だけはもうだめなんだよというわけにはいかない、そういう状況にあると思えます。自分たちの国は自分たちで守るというのでありますが、財政的に日本が強力な軍隊を持つというまでにはなかなかありません。したがって、同盟国と助け合いながら、世界の平和を目指していかなくてはいけない。そしてまた、日本の国民の生命、平和な暮らしを守るためには、早急な法案の成立が必要であります。よって、陳情は不採択とさせていただきます。

○佐藤委員

先ほども意見を述べましたが、私は、この陳情に賛成ということでもあります。

まず、1点でありますけれども、この間、この

法律、法案の必要性ということで、いわゆる存立危機事態ということが言われてまいりました。きょう、陳情者もおっしゃいましたけれども、我が国の石油、シーレーンですね、そうした中で、ホルムズ海峡における機雷で封鎖されたらどうなるんだという議論がありましたけれども、国会審議の中で、イランの核問題が6カ国協議などで改善していくと、それはあり得ないというような中で、そうした想定を安倍総理自身が撤回をせざるを得ないという事態になりました。

それから、一番最初にこの問題が出てきたときには、日本人を米艦船が救出をすると、それを防護するために必要なんだといってやりました。しかし、国会審議の中で、中谷防衛長官は、必ずしも日本人が乗ってなくても構わないということで、いわゆる法律をつくるには法律をつくるなり立法事実、根拠が必要でありますけれども、二つの看板だった根拠が消えてしまったということなんですよね。さまざま抑止力とかいろいろありますけれども、その問題と、先ほど言ったような法律をつくる立法事実がないということなどを含めて、それから先ほども言いましたけれども、9条解釈、自民党の72年見解も変えてしまうと。多くの皆さんは、かえるならば正々堂々と憲法改正の発議をしてやったらどうだという声もあるわけですよ。しかし、そういう手法をとらないという中で、今回あるわけです。

同時に、もう一つは、日本国憲法9条は、1項で戦争放棄をうたっておりますけれども、2項において軍隊を持たないということと同時に、交戦権の否認をしているわけですね。この憲法9条というのは、世界にはいろいろ紛争もあり、戦争もあります。しかし、人類の長い歴史の中で、戦争のない世界、平和な世界というのはずっと希求をされてきて、紆余曲折を経ながら今日に来ているのではないかなと。そういう意味合いにおいて、人類文明史の中で、日本国憲法というのは大変貴重な、人類が向かうべきありようを私は示しているというふうに思っているところであります。

それで、抑止力の問題ですけども、例えば米ソ

が核開発を競っていた時代に、核兵器はどんどんふえてきました。今、多くのところで、非同盟諸国を含めて核兵器を廃絶しようといっても、抑止力論の立場に立って、これがなかなか前に進まないという実態も明らかなんです。国際間においては、歴史、風土、地理的条件等を含めて、それぞれの民族、国民の培われてきた気質や気風、考え方というものがあります。そうした中において、国際間が紛争というのはあり得る話で、あって当たり前というほどのものだというふうに私は認識をしているところであります。以前もお話をしましたけども、ASEAN諸国、中国とベトナムも領土の問題でいろいろあります。しかしながら、ASEANは、東南アジア平和協力機構ということで、紛争があっても、これを戦争にしないために年間各種会議を1,000回以上も積み重ねているんですよね。ですから、私どもは憲法9条を本当に生かして、武力や威嚇ではなくて話し合いということの基本にした北東アジアの平和協力構想、本気になって推進していくことこそ必要ではないかというふうに思っているところでです。

陳情者は、国会審議の中で中国について問われたときに、岸田外務大臣は中国は脅威ではないと、互惠関係を深めないかんと、こういうふうに公式には言うわけです。ですから、そうした公式の見解を具体的な外交努力の中に本当に生かしていくということこそ、今、求められているのではないのでしょうか。戦後70年の国の形を一内閣がそう簡単に、国民的議論が深まらないままに変えてしまうということは、本当にあってはならないことだなというふうに私は思っているところでです。

○村上委員

今、双方の意見陳述がございました。私の会派としては、これは不採択でお願いしたいということなんですけど、この意見書の中にも書かれております、3行目ですか、「日本を海外で戦争をする国にしようとするものです」と言い切るところもありますし、それから「誰の子供も殺させない」なんて、誰だって子供なんて殺させたくないんですよね。これは子供というのは、本当に国民

全体で支えるものであって、やはりこういった言葉の中に何がひそんでおるのかなというのは私はわかりません。わかりませんが、やはりこれはどちらかという、国の施策の中でやられとること、私自身が、それを全てを認識しとるかという部分について、やっぱりこれは国のほうにお任せするしかないのかなと。ただし、我々に身近な国会議員もおるものですから、その場でしっかりと意見を伝えて、そこで国のほうで議論していただければいいのかなということで、いささか地方議会の中で議論するというのは僭越なのかなというふうに思います。

以上です。

○水野委員

陳情第16号、大野さん、そして陳情第11号、坂田さんの御意見につきましては、それぞれの意見があると思います。そのことについて、私が余りとやかく言えるものではないというふうに思っております。

国に対して皆さん思うところは、それは戦争したくない、自分の子供をやっぱり失いたくない、これは同じだと思います。実際、私も身内が太平洋戦争等々で亡くなっております。いわゆる遺族というものであります。この安保関連法案につきましては、どのような形で国を存続させるかというのは、それぞれの考え方があると思います。私は、この安保関連法案につきましては、こういう形で国を守るというのも一つの考え方かなというふうに思っておりますので、この陳情につきましては、不採択でお願いします。

○風間委員

安保関連法案の廃案を求める意見書、賛成の立場で若干の意見表明をさせていただきます。

これは直近の国防、防衛、国の権限の範疇です。ですから、地方自治の影響が及ぶところには当然ありません。これは、地方自治法の第1条の2におきまして、国と地方の役割の適正な分担をしなければならぬという、こういう根拠規定からきております。ただし、やはり地方公共団体の公益に関する事務が損なわれようとしている場合にお

いては、第99条において意見書を提出できると、国会または関係省庁にという、このような規定になっているわけです。ですから、唯一の国会に対する物を言える武器は、そこの第99条規定における意見書とか、あるいは民間会社では意見書は提出できませんから、決議をして、それをお届けをすると、こういう行為になります。ですから、今回はこういうものを駆使して、国のほうに地方の切実な声を上げていかなければならないだろうというふうに思うんです。

それで、私は地方議員の端くれでございますが、国政の中核の部分にはなかなかちょっと理解しにくいところです。連日、国会の審議等を若干は拝聴しますが、非常に難しいわけで、相当な専門家でない、これは分析、検証は難しいと思うんですが、ただ、従来憲法が認める解釈で、個別自衛権の範疇を一内閣で集团的自衛権の範疇、それも要するに武器使用や後方支援、後方支援、前方展開というのは、これは戦争という定義の範疇ですよ。その武器の使用の拡大とか、あるいは今回の法案で新たに制定されております存立危機事態、こういうのも余りよくわからないんですね。わからないからこそ、将来の行く末がどうなるかが心配でしゃあないという、そういうところからここ最近の緊迫状況が生まれていると思うんですよ。ですから、そういう部分を解消するためには、やはり十分な審議を尽くして、そして憲政上の、立憲上手続きプロセスをしっかりと踏まえた上で合意形成を図って、将来のあるべき姿を決定していくという、ここが欠落しているから、今の非常に嵐のような懸念状況が広がっていると思うんですね。ですから、そういう部分から考えると、まだまだ時期尚早の思いがあるこの法案でございますし、先ほどちょっと私も、先の先を読んで、提案者の方には「誰の子どもも殺させない」というのは余りにも心配の先の想定で質問して、ちょっと僭越な思いもして、反省もしているんですが、そういうところなんです。ですから、やはり真摯に国民が合意する、そういう環境をつくり上げるというところが重要であると思いますので、本法案は、

そういう見地から見れば、機は熟していないという部分で、再度、一からやり直してもいいんじゃないのかという思いもありますので、賛成ということでよろしく願いいたします。

○田中委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第16号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第16号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。

したがって陳情第16号 安保関連法案の廃案を求める意見書に関する陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の文案について御協議願います。

陳情第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書の意見書文案につきましては、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定し

ました。

陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書文案につきましては、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第15号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書文案につきましては、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者には委員長、議長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で企画文教委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時47分

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長